

令和元年度補正予算案
の概要について

令和元年 12月
人材開発統括官

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）（仮称）

【特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）の見直し・拡充】

令和元年度補正追加額 0千円（制度要求）

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方について、失業しておらず非正規雇用労働者である場合も含めて、正社員就職を支援する。

支給要件等

1. 以下のいずれにも該当する者（対象労働者）を正社員として雇い入れた事業主

① 35歳以上55歳未満の者

② 「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、
「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」

（拡充前：「雇入れ日前正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」）

③ 職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや
職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」

（拡充前：職業紹介の時点で失業状態の者）

④ 安定した雇用を希望している者

2. 支給額：対象労働者1人あたり計60(50)万円

6か月定着後 30(25)万円

1年定着後 30(25)万円

※括弧内は中小企業以外

※就職氷河期世代の正社員就職を促進するため、助成金の活用と併せて以下の取組みを実施

- ・ 就職氷河期世代限定求人の開拓・確保
- ・ 就職氷河期世代限定面接会、人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催

雇用型訓練に係る人材開発支援助成金の要件緩和

令和元年度補正追加額 0千円（制度要求）

事業の概要

- 非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換することを目的として、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学(Off-JT)を組み合わせた雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する事業主に対して、人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)により訓練経費や訓練時間中の賃金の一部を助成しているところ。

要件緩和の趣旨

- ある程度の年数にわたって非正規雇用として勤務していた30代後半から40代半ばの年齢層の方に必ずしも長期間の訓練は必要ない
 - ・ 人手不足等で3ヶ月以上の期間で訓練を実施することは難しい場合がある。
- 一部の事業主からは、「3ヶ月以上の訓練期間は長い」という意見がある

就職氷河期世代を含めた労働者を対象に、事業主がより柔軟に対応できる短期間の雇用型訓練の実施を促進することが必要。

緩和する要件(案)

- 短期間の雇用型訓練の実施が促進されるよう、人材開発支援助成金(特別育成訓練コース(有期実習型訓練))の要件を以下のとおり変更。

現行の
訓練期間

3ヶ月以上6ヶ月以下の訓練を対象

変更後

2ヶ月以上6ヶ月以下に変更

求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和等

令和元年度補正追加額 0千円（制度要求）

現状・課題

- 実践的な技能等を付与する「実践コース」について、現行の訓練期間は3月以上6月以下とされているが、資格取得に要する期間等から、3月未満のコース設定が可能と考えられるものがある。
- また、マルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の者等が、働きながら資格取得などによる安定就労を目指して訓練を受講するには1日の訓練時間（※）が長いなど、受講しづらい状況にある。

※現行制度では、訓練時間は1日あたり原則5時間以上6時間以下、1月あたり100時間以上



見直しの内容

- 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、以下の見直しを行う。

<実践コースにおける訓練期間の下限緩和>

- ・ 実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を緩和する（現行3月以上を2月以上とする）。

【対象コースの一例】 介護初任者研修対応コース（介護初任者の資格取得） 3ヶ月→2ヶ月
メディカルクラーク等対応コース（医療事務関係の資格取得） 3ヶ月→2ヶ月

<在職中等特に配慮を要する者を対象とするコースにおける訓練時間の下限緩和>

- ・ ハローワークが必要性を認めた在職者等（※）を対象とした訓練コースを設定する場合、訓練時間の特例措置の対象とする（1日あたり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とする）。

※ 雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在職中の者や、雇用保険の受給資格のない育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を有する者で、ハローワークにおいて当該コースの受講が安定就職に必要であると判断された者。

【新たに設定可能となるコース例】 週あたり平日夜間3H×5日+土で5H
(月～金18時～21時+土9時～15時 (1H昼休憩))

認定訓練助成事業費補助金の改正(令和元年台風19号関連)

令和元年度補正追加額 0千円(制度要求)

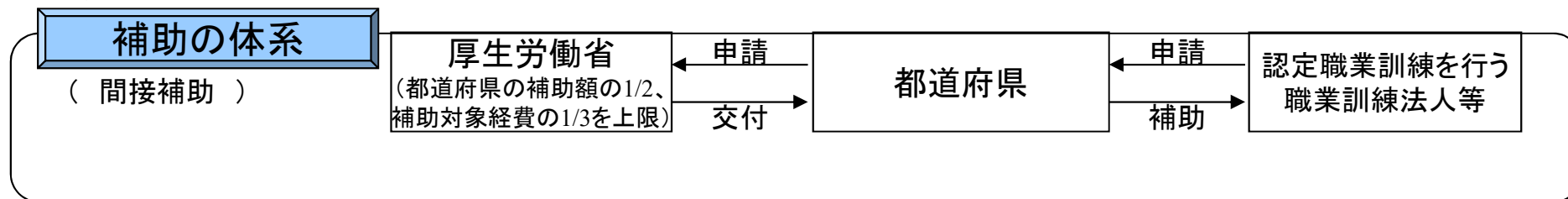
【制度の概要】

1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの(職業能力開発促進法第13条、第24条)。(平成30年度実績: 施設数・・・1,132施設、訓練生数・・・約20万8千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)



【改正内容】

令和元年台風19号に伴う被害を受けた認定職業訓練校の円滑な運営を図るため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費に対する補助について、国から県への補助率を県の補助額の1/2から2/3に、国の負担割合の上限を補助対象経費の1/3から1/2に引き上げる。

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引上げ

| | 国から県への補助率 | 国の負担割合の上限 |
|-----|-----------|-----------|
| 現行 | 1/2 | 1/3 |
| 改正案 | 2/3 | 1/2 |

【施行日】 公布日 令和〇年〇月〇日